

社会福祉法人四恩会 チェンジA. 指定放課後等デイサービス事業 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	社会福祉法人 四恩会
法 人 所 在 地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1
電 話 番 号	0767-28-2900
代 表 者 氏 名	理事長 真田 穰治
設 立 年 月	平成元年6月

2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	指定放課後等デイサービス
事 業 所 の 名 称	チェンジA.
事業所の所在地	石川県かほく市遠塚二13番地2
連 絡 先	電 話：076-283-5311 F A X：076-283-5312
管 理 者 氏 名	松本 万里子
児童発達支援管理責任者	松本 万里子
定 員	10名（児童発達支援含む）
指 定 年 月 日	令和7年7月1日
事 業 所 番 号	1751500040
事業所が行なっている 他のサービス	指定児童発達支援事業・日中一時支援事業

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人四恩会（以下、「事業者」という。）が設置するチェンジA.（事業所名）（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、児童及び保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた児童の保護者をいう。以下、「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、児童及び保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
-------	--

運営方針	① 事業所は、児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、児童の身体及び精神の状況並びに、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な発達支援及び訓練を行うものとします。 ② 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。 ③ 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとします。
------	--

4. 通常の事業の実施地域

かほく市、津幡町、内灘町。

これ以外の市町からの利用希望があった場合は、検討します。

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日及び営業時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日、12月29日から1月3日までを除く。 午前8時から午後6時（受け入れ可能時間） 午前9時から午後6時（通常営業時間）
サービス提供日及びサービス提供時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日、12月29日から1月3日までを除く。 （月～金）午前9時から午後5時 （土曜日）午前9時から午後4時 ただし、学校休業日及び相談により確認した事をもって、午前8時からの受入や午後6時までの受入に対応します。

6. 従業員の体制

職 種	業 務 内 容
管 理 者	常勤1名 管理者は、従業員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤1名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する児童に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、児童及び保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
児童指導員 保 育 士	常勤2名以上 個別支援計画に基づき、児童及び保護者に対し適切に支援等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する従業員として、上記の職種の従業員を配置しています。

7. 設備の概要（実際に設置されている設備の種類を記載すること）

設 備 の 種 類	室数	面積	一人当たりの 面積	備 考
発 達 支 援 室	1 室	42.97 m ²	4.29 m ²	個別プログラムに沿った集団活動を行う
多 目 的 室 (遊 戯 室)	1 室	28.10 m ²	2.81 m ²	個別の活動や集団活動を行う
事 務 室	1 室	32.23 m ²		事務業務を行う
相 談 室	1 室	13.22 m ²		面談等を行う
医 務 室 ・ 静 養 室	1 室	9.92 m ²		静養を行う
調 理 室	1 室	9.92 m ²		調理を行う
男 子 更 衣 室	1 室	8.26 m ²		更衣を行う
女 子 更 衣 室	1 室	8.26 m ²		更衣を行う
多 目 的 ト イ レ	1 室	4.96 m ²		洋式トイレ、手すりの設置
男 子 ト イ レ	1 室	7.41 m ²		洋式トイレ・男性用便器
女 子 ト イ レ	1 室	6.45 m ²		洋式トイレ

8. サービスの内容

実際に行うサービスの名称及び概要を記載し、運営規程及び事業計画等との整合性を図ります。

（１）児童発達支援の具体的な内容

- ①本人支援⇒将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、発達の側面から「①健康・生活」「②運動・感覚」「③認知・行動」「④言語・コミュニケーション」「⑤人間関係・社会性」の5領域の視点をもって支援します。
- ②移行支援⇒障害の有無にかかわらず、全ての児童が互いに人格と個性を尊重し合い、理解しながら共に成長できるよう（インクルージョンの視点）、可能な限り、地域の保育や教育機関等と連携を図りながら、同年代の地域のこどもたちとの交流の機会を確保します。
- ③家族支援⇒家族が安心して子育てを行うことができるよう、各地域や家庭の状況を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、保護者の自己決定を尊重しながら、きょうだいを含めた家族の負担を軽減していくための物理的・心理的支援を行います。
- ④地域支援⇒地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携をするとともに、地域全体の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築します。

（２）放課後等デイサービスの基本活動

- ①自立支援と日常生活の充実のための活動
⇒個別活動や集団活動を通して、児童の発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行います。
- ②創作活動⇒毎月の制作活動や外遊びを通して季節の変化を感じ、楽器等に触れる機会を通して、表現する喜びを感じられる機会を設けます。
- ③地域交流の機会の提供
⇒地域の交流活動等に参加する等して様々な学習や体験の機会をもち、ボランティアや地域との交流の機会を設けます。
- ④余暇の提供
⇒児童が望む遊びの提供や自分自身をリラックスさせる方法を練習する機会を設け、余暇時間を自己選択で過ごす経験ができるように、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫します。

(3) 自立を見据えた取り組み

高校2年生と3年生を基本として進路を選択する時期である就学時に対して、学校卒業後の生活を見据えて、学校や地域と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行います。

(4) 関係機関との連携

児童本人を支援の輪の中心にして、市町や児童発達支援センター、相談支援事業所、学校等、地域の関係機関との連携を図ります。

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎サービス

①送迎をご利用の場合、送迎費が加算されます。

※サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）

緊急時等やむを得ない場合を除き、あらかじめ決められた送迎時間に送迎を実施します。

②将来の自立等に向けた取り組み

⇒児童の状態等も踏まえながら、学校や居宅等から事業所間への通所や帰宅の機会を利用して、自立して通所が可能となるように、指導員が付き添って計画的に支援を行います。

(7) 相談、助言に関すること

児童及びその家族の日常生活に関する相談及び助言を行います。

(8) 弁当とおやつ提供

弁当とおやつに関しては、学校の休業日等に営業する場合に、希望者に対して提供します。

(9) 延長支援

個別支援計画に基づく一定の利用時間を超えた場合に料金が加算されます。

※サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）

9. 個別支援計画の作成

(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

(2) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成にあたっては、児童の心身の状況やその置かれている環境並びに、日常生活全般等の評価を通じて、児童及び保護者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、児童が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をします。

児童の希望する生活並びに児童の発達を支援する上で、課題等の把握（以下「アセスメント」）に当たり、児童自らが意思決定することに困難を抱える場合は、適切に意思決定支援を行うために、児童及び保護者の意志の尊重及び選好ならびに判断能力等について丁寧な把握に努めます。

(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントにあたっては、児童及び保護者に面接を行い、面接の主旨を十分に説明し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明をし、文章により同意を得ます。

(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、児童及び保護者の生活に対する意向、児童に対する総合的な支援目標や達成時期、生活全般を向上させるための課題等を個別支援計画に記載するものとし、児童及び保護者に対して文章で交付し、説明と同意を得ます。

(5) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、実施状況の把握（児童についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、児童について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて

変更を行います。

(ア) 定期的に、児童及び保護者に面接します。

(イ) 定期的に、モニタリングの内容や結果を記録し、個別支援計画とモニタリング及び今後の方針を児童及び保護者に対して文章で交付し、説明と同意を得ます。

(6) 作成した個別支援計画は、相談支援事業所へ交付し連携を図ります。

10. 事業所評価および保護者向けアンケートの実施

(1) 事業所は、提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

(2) 事業所は、その提供する事業の質の評価及び改善を行うにあたっては、職員による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、その事業を利用する児童の保護者による評価を受け、常に質の改善を図るものとします。

(3) 事業所は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表します。

11. 利用料金

(1) 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2) 上記（1）の代理受領を行わない場合、事業者は保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

(3) 事業者は、上記（1）及び（2）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(4) 次に定める費用については、保護者から徴収するものとします。

(ア) 創作活動に係る材料費が必要な場合、実費徴収する。

(イ) 送迎サービスの提供に係る費用は、「別表」を参照とします。

(ウ) 弁当・おやつサービスの提供に係る食事費用は、「別表」を参照とします。

(エ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※（1）から（4）までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

(5) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求します。支払い方法は、以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 当事業所の窓口で現金支払い

② 指定口座への振込み

③ 金融機関からの自動引き落とし

※但し、特別な事業がない限り、③金融機関からの自動引き落としにご協力ください。

1 2. サービス利用に当たっての留意事項

保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

1 3. 虐待の防止に関する事項

事業者は、児童及び保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束に関する責任者を選定しています。

虐待防止・身体拘束適正化責任者	松本 万里子
-----------------	--------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。

- (3) 虐待防止・身体拘束適正化の為に対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- (4) 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (5) 従業者に対し、児童の人権擁護および虐待の防止にかかる研修(年1回以上)を実施します。

- (6) 従業者は、虐待を受けたと思われる児童を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者や児童相談所、市町担当窓口に通告します。

1 4. 身体拘束等の適正化に関する事項

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、児童または他の児童の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の児童の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

(ア) 身体拘束等の適正化の為に対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(イ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(ウ) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(エ) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

1 5. 児童及び保護者の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

児童及び保護者の意思に反する異性介助がなされないよう、児童及び保護者の意向を把握し、児童及び保護者の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めます。

1 6. 緊急時の対応

放課後等デイサービス事業の提供中に児童の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

※事業所の協力医療機関

医療機関名	北谷クリニック	診療科	小児外科
所在地	石川県かほく市高松ア1-1		
代表者	北谷 秀樹	電話番号	076-281-8801

17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画書」・「チェンジA. 防災マニュアル」により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を行ないます。

18. 感染症および衛生管理

従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理を努めます。

事業所は、事業所内において感染がまん延しないように、必要な措置を講ずるものとします。

19. 業務継続計画の作成

- (1) 事業所は感染症や自然災害の発生時において、児童に対する事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければなりません。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

20. 秘密の保持

従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に明記します。

21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	実施日 令和5年3月20日
実施した評価機関の名称	株式会社 寺井潔ソーシャルワーカー事務所
評価結果の開示状況	石川県及び法人ホームページに開示

22. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受 付 窓 口	窓 口 担 当 者：児童指導員：備後 美穂 苦情解決責任者：管理者：松本 万里子 受 付 日：月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、8月15日、 12月29日から1月3日までを除く。 受 付 時 間：午前10時から午後5時 電 話 番 号：076-283-5311 F A X 番 号：076-283-5312
第三者委員	氏 名：宝達 理恵 住 所：石川県かほく市遠塚口52-10 かほく市社会福祉協議会 電 話：076-285-8885 氏 名：吉井 一貴 住 所：石川県羽咋郡宝達志水町門前サ11番地 電 話：0767-28-5520

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は石川県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

かほく市 市民部健康福祉課	所 在 地：石川県かほく市宇野気二71番地2 電 話 番 号：076-283-7120 F A X 番 号：076-283-4116
石川県 障害保健福祉課	所 在 地：石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電 話 番 号：076-225-1426～8 F A X 番 号：076-225-1429
石川県 運営適正化委員会	所 在 地：石川県金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉協議会 電 話 番 号：076-234-2556 F A X 番 号：076-234-1153

23. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町及び児童の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

(1) 損害保険会社名 A I G損害保険株式会社

(2) 損害保険の種類 知的障害 施設総合賠償責任保険

24. 児童児及び保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前10時から午後5時です。

令和 年 月 日

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称： チェンジA.

管理者名： 松本 万里子

説明者名：

私は、本書面に基づいて事業者から指定放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

児童住所： _____

児童氏名： _____

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ ㊞

続柄： _____